(七)	かご非常止め装置（間接式のエレベーターに限る。）	機構部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。	
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
		作動の状況	主索又は鎖が緩んだことを目視又は緩み検出装置の作動により確認する。	非常止め装置が作動しないこと。	
		非常止め作動時のかごの水平度	かごの床若しくはかごの枠を目視により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。	非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が三十分の一を超えていること。	
		作動時及び復帰時の構成部材の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	イ　機械装置、調速機、ロープ若しくはスラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと。	
				ロ　可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。	
(八)	かご下綱車（間接式のエレベーターに限る。）	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。	
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
(九)	シリンダー下の綱車（間接式のエレベーターに限る。）	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。	
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
(十)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの軌跡の状況	かごの昇降時の移動ケーブルの振れを目視により確認する。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがあること又は損傷があること。	
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実ではなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。	

	移動ケーブルとピット床のすき間の状況	かごを最下階に停止させ、移動ケーブルとピット床とのすき間を確認し又はかごの停止位置と最下階床面までの距離及び移動ケーブルとピット床面までの距離を確認する。	移動ケーブルがピット床と接触していること又はかごの停止位置と最下階床面までの距離の二分の一より移動ケーブルとピット床面までの距離が長くないこと。		
(土)	ピット内の耐震対策	ロープガード等の状況（間接式のエレベーターに限る。）	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第百二十九条の四第三項第四号の規定に適合しないこと。	
		ガイドレールとのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	令第百二十九条の四第三項第三号の規定に適合しないこと。	
		突出物の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の七第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。	
(土)	かごの枠	かごの枠材相互の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	

	ロープ式・巻胴式	主索の径の状況		
		基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、主索が綱車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ　最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十パーセント未満であること。	
			ロ　最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十二パーセント未満であること。	

別表第七から第十まで中「受電盤及び制御盤」を「制御器」に改め、前回の定期検査からの不具合の改善の状況の項を削る。

別表第七一㈡の項㈢欄中「潤滑油の量」を「潤滑油の油量の状況」に改め、「（開封点検できる場合に限る。）」を削り、「作動状況」を「作動の状況」に改め、同㈢の項㈢欄中「付着状況（開封点検できる場合に限る。）」を「付着の状況」に、「除き、開封点検できるものに限る」を「除く」に改め、「（開封点検できる場合に限る。）」を削り、同項㈣欄中「聴診」を「目視及び聴診」に、「いずれかの方法」を「方法のいずれか」に、「無積載」を「無負荷」に改め、同項㈤欄中「パッドしゅう動面に」を「パッドのしゅう動面に」に、「程度の油が付着している」を「おそれのある油の付着がある」に改め、「ただし、ディスクのパッドしゅう動面を目視により確認できないものにあっては、ディスク外周部に油が付着していること。」を削り、「、制動距離」を「制動距離」に、「G、P」を「G及びP」に改め、同㈣の項ロープ式・巻胴式の項を次のように改める。